

令和6年度中札内村住民税非課税世帯及び

住民税均等割のみ課税世帯への給付

●事業内容 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に掲げる経済対策として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響に直面する低所得世帯及び子育て世帯に対して現金を給付する。

●支給対象者

- ・令和6年6月3日時点で中札内村に住所がある
- ・住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯
- ・住民税課税者に扶養されていない世帯
- ・令和5年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の対象外世帯

●支給額

- ・1世帯当たり100,000円
- ・平成18年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯は児童1人当たり50,000円の加算（こども加算）

●補正予算計上額

【事業費】

- ・給付金
180世帯×100,000円＝18,000,000円
現計予算 3,100,000円（令和5年度繰越分）
18,000,000円－3,100,000円＝14,900,000円
- ・こども加算…30人×50,000円＝1,500,000円
現計予算 550,000円（令和5年度繰越分）
1,500,000円－550,000円＝950,000円

【事務費】 115,000円
(歳入 全額国庫負担『物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金』)

●スケジュール

- 8月上旬 支給対象者の抽出
- 8月中旬 確認書送付
- 8月下旬 確認書受付（課税者に扶養されているか否か要報告）
- 9月中旬 順次支給開始
- 10月末 提出期限

令和6年度中札内村低所得者支援及び定額減税補足給付金

(調整給付)

●事業内容 「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)に掲げる経済対策として、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税しきれないと見込まれる方へ現金を給付する。

●支給対象者

- ・令和6年1月1日時点で中札内村に住所がある
- ・所得税の定額減税可能額(3万円×(本人+扶養親族))が令和6年分推計所得税額を上回る者
- ・個人住民税所得割の定額減税可能額(1万円×(本人+扶養親族))が令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者

●支給額 ①と②を合算し、1万円未満の端数を切り上げた額

- ①所得税の定額減税可能額から令和6年分推計所得税額を差し引いた額
- ②個人住民税所得割の定額減税可能額から令和6年度分個人住民税所得割額を差し引いた額

●補正予算計上額 【事業費】750人 30,000,000円

【事務費】549,000円

(歳入 全額国庫負担『物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金』)

●スケジュール

- 8月上旬 支給対象者の抽出
- 8月中旬 公金受取口座照会
- 8月下旬 支給のお知らせ送付
- 9月中旬 支給開始
- 10月末 提出期限